

外国籍児童・生徒等就学等支援団体等援助事業助成金募集要項

この助成金は、(公財)長野県国際化協会が外国籍児童就学支援事業(サンタ・プロジェクト)で行っています。外国籍及び外国由来の児童生徒等が小中学校への就学、高等学校への進学等に効果的な事業を行うボランティア(グループや個人)、NPO 団体等に交付されます。

1 応募条件

- (1) 長野県内で**外国籍及び外国由来の児童・生徒等が小中学校への就学、高等学校への進学、その他の就学・進学に関連する効果的な取り組み**を行っているボランティア、NPO 団体等
- (2) この助成金の申請後に開始する事業で、申請年度の2月末までに完了するものであること。
※ 助成金の交付は、事業の完了した後です。
- (3) 外国籍児童就学支援事業(サンタ・プロジェクト)の「日本語学習コーディネート事業」における学習支援コーディネーターとの連携により、効果的な事業運営を進めるため、申請においては、学習支援コーディネーターの助言を受けることができます。

2 対象事業

事業の受益者が外国籍及び外国由来の児童生徒であると認められる事業に限ります。

○外国籍児童・生徒等就学等支援団体等援助事業

国籍に関わらず外国籍及び外国由来の児童生徒が小中学校への就学、高等学校への進学、その他就学・進学に関連する効果的な事業の運営。

○ 運営費

① 対象となる経費例

- ・会場使用料 ・会場の冷暖房料 ・パソコン、プロジェクター等の賃借料 ・行事保険料
- ・連絡用の郵便料、電話代等通信運搬費 ・資料印刷料 ・通訳、翻訳料 ・消耗品費

② 対象とならない経費例

- ・指導者、支援者等の謝金、旅費、日当等 ・個人の所有物となる物品等購入費

3 申請の受付

受付は年4回とし、期限は原則として、4月、7月、10月及び1月の末日(末日が土、日及び祝祭日の場合はその前日)とします。

4 交付金の額

実際にかかった経費のうち、5万円以内の額を交付します。

5 応募方法

申請される方は、申請期間内に次の書類を(公財)長野県国際化協会に提出してください。

- ① 所定の申請書(様式第1号)
- ② 事業費が明らかにされたもの等必要資料

6 交付の決定

企画審査委員会で検討して決定します。結果は、交付決定後に申請者あてご連絡します。

その後、次の事柄のあるときには、事前に（公財）長野県国際化協会に申請して承認を得てください。

- ① 事業の内容を変更しようとするとき。
- ② 事業の中止をしようとするとき。
- ③ 事業が予定の期限までに完了しないとき。

7 事業完了後、交付金が交付されるまで

(1) 事業が完了したときは、次の書類を（公財）長野県国際化協会に提出してください。

※ 最終提出期限：申請年度2月末

- ① 所定の完了報告書
- ② 支出証拠書の写し（事業費が明らかにされたもの）

(2) （公財）長野県国際化協会では、いただいた書類をもとに助成金の額を決め、申請者あてご連絡します。

(3) 所定の用紙により、（公財）長野県国際化協会に請求をしていただきます。

助成金は申請団体・者の指定口座に振り込まれます。

※ ただし、事業の内容が、前もって申請いただいていたものと後から報告いただいたものとで大きく異なっていた場合、交付金は交付されませんのでご注意ください。

8 その他

- (1) 交付結果については、公表します。
- (2) 提出いただいた各種書類は、お返ししません。
- (3) 申請書類に記載された個人情報、審査以外の目的には使用しません。

— お問合せ先 —

<p>(公財) 長野県国際化協会 〒380-8570 (県庁専用) 長野市南長野幅下692-2 長野県庁1階 Tel 026-235-7186 Fax 026-235-4738 E-mail: mail@anpie.or.jp</p>
